

議案第 4 2 号

平成 2 8 年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について

上記の議案を提出する。

平 成 28 年 5 月 6 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

別紙のとおり決定する。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 6 条の規定により、平成 2 8 年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価を実施するため、その方針を定める必要がある。

平成 28 年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について（案）

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育委員会は、その権限に属する事務の点検・評価を実施し、効果的な教育行政の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

2 点検・評価の対象について

点検・評価の対象は、平成 27 年度の教育委員の活動及び教育委員会が行った施策・事業とする。

3 点検・評価の実施方法について

- (1) 教育委員会は、平成 27 年度に実施した施策・事業の取組状況、成果及び課題を自己点検・評価し今後の施策に反映する。
- (2) 点検・評価の実施にあたっては、教育に関し学識経験を有する者で構成する第三者評価委員会を設け、その知見の活用を図るものとする。第三者評価委員は、3 名とする。
- (3) 学校現場の実態把握及び地域住民参画の観点から、第三者評価委員会に校長会、PTA 等の関係団体からオブザーバー（関係者）として招き、議論の活性化を図るものとする。

平成 28 年度における第三者評価委員は、下表のとおりとする。

氏 名	所 属 等
尾木 和英	東京女子体育大学名誉教授
佐藤 晴雄	日本大学文理学部教授
堀内 一男	公益財団法人国際理解支援協会シニアアドバイザー

4 点検・評価の全体スケジュール（予定）

時期	内容
5 月	点検・評価の実施方針について教育委員会決定 第 1 回第三者評価委員会の開催
6 月	第 2 回第三者評価委員会の開催
7 月	第 3 回第三者評価委員会の開催 第 4 回第三者評価委員会の開催
8 月	点検・評価結果報告書（案）の作成
9 月	点検・評価結果報告書の教育委員会決定 墨田区議会第 3 回定例会において提出・報告（区 H P に公表）

5 第三者評価委員会について

第三者評価委員会の実施時期、内容等は下表のとおりとする。

時期	回数	内容	出席者
5 月	第 1 回	評価委員委嘱、会議進行の確認、重点審議対象事業の評価等	評価委員(3名) オブザーバー
6 月	第 2 回	学校教育分野における事業評価 (すみだ教育指針「施策の方向 1」)	評価委員(2名) オブザーバー
7 月	第 3 回	社会教育分野における事業評価 (すみだ教育指針「施策の方向 2」)	評価委員(2名) オブザーバー
	第 4 回	教育委員の活動状況、総括等	評価委員(3名) 教育委員

6 点検・評価結果報告書の構成・内容について

(1) 第三者評価委員の意見に対する各施策・事業の対応状況

昨年度の評価委員の意見等とその後の事業・施策実施や 28 年度予算要求における反映状況の総括を行うことにより、より確立した PDCA サイクルを目指すものとする。

(2) 点検・評価結果報告書は、わかりやすく、平易な表記とする。

事業概要や実績に表・グラフ、注釈の挿入等の工夫をすることで、区民にわかりやすい表現とする。

7 第三者評価委員会において重点的に評価する事業の選定について

重要度及び関心度それぞれの基準に照らし合せ、教育委員会として重点的に取り組むべき課題を、学校教育分野及び社会教育分野からそれぞれ 1 件ずつ選定し、第三者評価委員会において特に集中した議論を行う。

重点審議対象事業は下表のとおりとする。

分野	施策・事業名(所管課)	選定理由
学校教育	いじめ・不登校防止対策事業 (指導室)	区では、いじめ防止対策推進法に基づく墨田区いじめ防止対策推進条例を平成 26 年 12 月に制定し、同法の規定による基本方針を定めている。初年度となる 27 年度 of 取組、成果について評価する必要があるため。
社会教育	すみだ郷土文化資料館の運営 (生涯学習課)	区民や来街者に対する区の歴史や文化の普及啓発及び児童・生徒が、すみだの郷土に興味や関心を持ち、理解を深めるための取組や成果について評価する必要があるため。

議案第 4 3 号

平成 2 8 年度教育課題の選定について

上記の議案を提出する。

平 成 28 年 5 月 6 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

別紙のとおり定める。

（提案理由）

墨田区教育委員会の重要な事業の執行状況を的確に把握し、執行上の問題がある場合にこれを明らかにするとともに、当該事業が計画どおり進行するよう管理するため、平成 2 8 年度における教育課題として定める必要がある。

平成 28 年度 教育課題（案）

1 学校 I C T 化の推進

学校の I C T 化は、教育環境を改善し、分かりやすい授業を行うための重要なツールである。今年度は、I C T 機器の全校配備を完了させる予定であり、前年度から引き続き教育課題とする。

2 すみだ教育指針の策定（新規）

現在のすみだ教育指針は、平成 19 年度から 28 年度までの計画であるため、今年度改定作業を行う。本指針は、教育基本法第 17 条に定める本区の教育振興基本計画と位置付けており、重要な教育課題である。

3 学力向上新 3 か年計画の実施

本区における学力の向上は、重要な教育課題である。前年度から引き続き教育課題とする。

4 幼保小中一貫教育の推進

小 1 プロブレム、中 1 ギャップの解消の観点から重要であるため、前年度から引き続き教育課題とする。

5 （仮称）総合運動場等整備事業（新規）

区民のスポーツを介した体力増進、健康維持等を目的とした総合運動場の整備は、新基本計画の事業として位置付けられる予定である。また、学校等の利用による教育施設の観点からも重要な事業である。

教育課題について

重要事業の執行状況を的確に把握して、執行上の問題がある場合にこれを明らかにし、事業が計画どおり進行するよう管理することにより、重要事業の効率的な執行を確保するため、当該年度の教育課題として指定する。

< 27 年度教育課題 >

No	課題名	28 年度以降の方針
1	学校校舎等の改築・改修事業	吾嬭第二中学校の改築工事は 10 月末竣工予定、吾嬭立花中学校の移築は、基本設計を終え、28 年度実施設計の段階、非構造部材の耐震化は、平成 30 年度まで計画的に工事を進めていくことになっている。今後は、節目ごとの随時報告とする。
2	学校 I C T 化の推進	継続して教育課題とする。
3	いじめ・不登校防止対策事業	27 年度は、いじめ防止対策推進にかかる法令整備後の初年度のため、教育課題としてその取組等の経過を確認してきた。今後は、事案により随時報告とする。
4	学力向上 3 か年計画	継続して教育課題とする。
5	幼保小中一貫教育	継続して教育課題とする。
6	学校で生じている問題と対応状況	個別事例に応じて随時報告とする。

議案第 4 4 号

指導主事の旅費に関する規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 5 月 6 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

別紙のとおり改正する。

（提案理由）

職員の給与に関する条例（昭和 3 3 年墨田区条例第 1 9 号）の一部改正等に伴い、所要の規程整備を行う必要がある。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

指導主事の旅費に関する規程（平成13年墨田区教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

別表を次のように改める。

別表 行政職給料表(一)の各級に相当する教育職給料表の職務の級

行政職給料表（一）	教育職給料表
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	
4 級	3 級
5 級	4 級
6 級	5 級
7 級	
8 級	6 級

指導主事の旅費に関する規程の一部改正（案）新旧対照表

改正後		改正前		
別表 行政職給料表（一）の各級に相当する 教育職給料表の職務の級		別表 行政職給料表（一）の各級に相当する 小学校、中学校教育職員給料表及び高等学校 等教育職員給料表の職務の級		
行政職給料表（一）	教育職給料表	行政職給 料表（一）	小学校、中学校 教育職員給料表	高等学校等教育 職員給料表
1 級	1 級	1 級	1 級の 3 6 号給 以下	1 級の 3 2 号給 以下
2 級	2 級	2 級	1 級の 3 7 号給 以上 2 級の 6 0 号給以下	1 級の 3 3 号給 以上 2 級の 5 2 号給以下
3 級	3 級	3 級	特 2 級の 2 4 号 給以下	特 2 級の 2 4 号 給以下
4 級	4 級	4 級	2 級の 6 1 号給 以上 1 0 4 号給 以下	2 級の 5 3 号給 から 9 2 号給ま で
5 級	5 級	5 級	特 2 級の 2 5 号 給以上 6 8 号給 以下	特 2 級の 2 5 号 給から 6 4 号給 まで
6 級	6 級	6 級	2 級の 1 0 5 号 給以上 特 2 級の 6 9 号 給以上	2 級の 9 3 号給 以上 特 2 級の 6 5 号 給以上
7 級	7 級	7 級	3 級の 8 0 号給 以下	3 級の 8 0 号給 以下
8 級	8 級	8 級	3 級の 8 1 号給 以上	3 級の 8 1 号給 以上
		9 級	4 級	4 級

議案第 4 5 号

幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 5 月 6 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

別紙のとおり改正する。

（提案理由）

職員の給与に関する条例（昭和 3 3 年墨田区条例第 1 9 号）の一部改正等に伴い、所要の規程整備を行う必要がある。

墨田区教育委員会訓令第 号

教育委員会事務局

区 立 幼 稚 園

幼稚園教育職員の旅費支給規程（平成12年墨田区教育委員会訓令第6号）の一部
を次のように改正する。

平成 年 月 日

墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(一)の各級に相当する幼稚園教育職員給料表の職務の級

行政職給料表（一）	幼稚園教育職員給料表
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	
4 級	
5 級	3 級
6 級	4 級
7 級	
8 級	

幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正（案）新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1 行政職給料表(一)の各級に相当する 幼稚園教育職員給料表の職務の級		別表第1 〔同左〕	
行政職給料表 (一)	幼稚園教育職員給料表	行政職給料表 (一)	幼稚園教育職員給料表
1 級	1 級	1 級	1 級の 3 6 号給以下
2 級	2 級	2 級	1 級の 3 7 号給以上
3 級		3 級	1 級の 3 再任用職員
4 級			2 級の 5 6 号給以下
5 級	3 級	4 級	2 級の 5 7 号給以上 1 0 0 号給
6 級	4 級	5 級	以下
7 級			2 級の再任用職員
8 級		6 級	2 級の 1 0 1 号給以上 3 級の 7
		7 級	6 号給以下
			3 級の再任用職員
		8 級	3 級の 7 7 号給以上
		9 級	

議案第 4 6 号

行政財産（旧吾嬬第一中学校）の用途廃止について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 5 月 6 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加 藤 裕 之

別紙のとおり廃止する。

（提案理由）

吾嬬立花中学校の新校舎建設に伴い、旧吾嬬第一中学校の用地を活用し、校舎の解体等をするにあたり、用途廃止を行う必要がある。

行政財産（旧吾嬬第一中学校校舎等）の用途廃止について

1 理由

旧吾嬬第一中学校用地を活用し、吾嬬立花中学校の新校舎を建設するため、現校舎の解体等を行うため。

2 所在地

ア 住居表示

墨田区立花五丁目４８番９号

イ 地 番

墨田区立花五丁目９８番

3 用途廃止をする行政財産

台帳番号 ６３０６

種 類	種 目	名 称	数 量
建物	事務所建	旧吾嬬第一中学校校舎	5,161.87 m ²
建物	倉庫建	〃 倉庫	16.92 m ²
建物	雑屋建	〃 プール付属便所・更衣室・機械室	37.06 m ²
建物	倉庫建	〃 倉庫	5.81 m ²
工作物	門	旧吾嬬第一中学校門	4
工作物	貯水池	〃 プール	1
工作物	かこい	〃 塀	329.09m
工作物	炉	〃 塵芥焼却炉	1
工作物	雑工作物	〃 体育施設	1
工作物	雑工作物	〃 自転車置場	1
工作物	貯そう	〃 受水槽	1
立木	樹木	旧吾嬬第一中学校	739

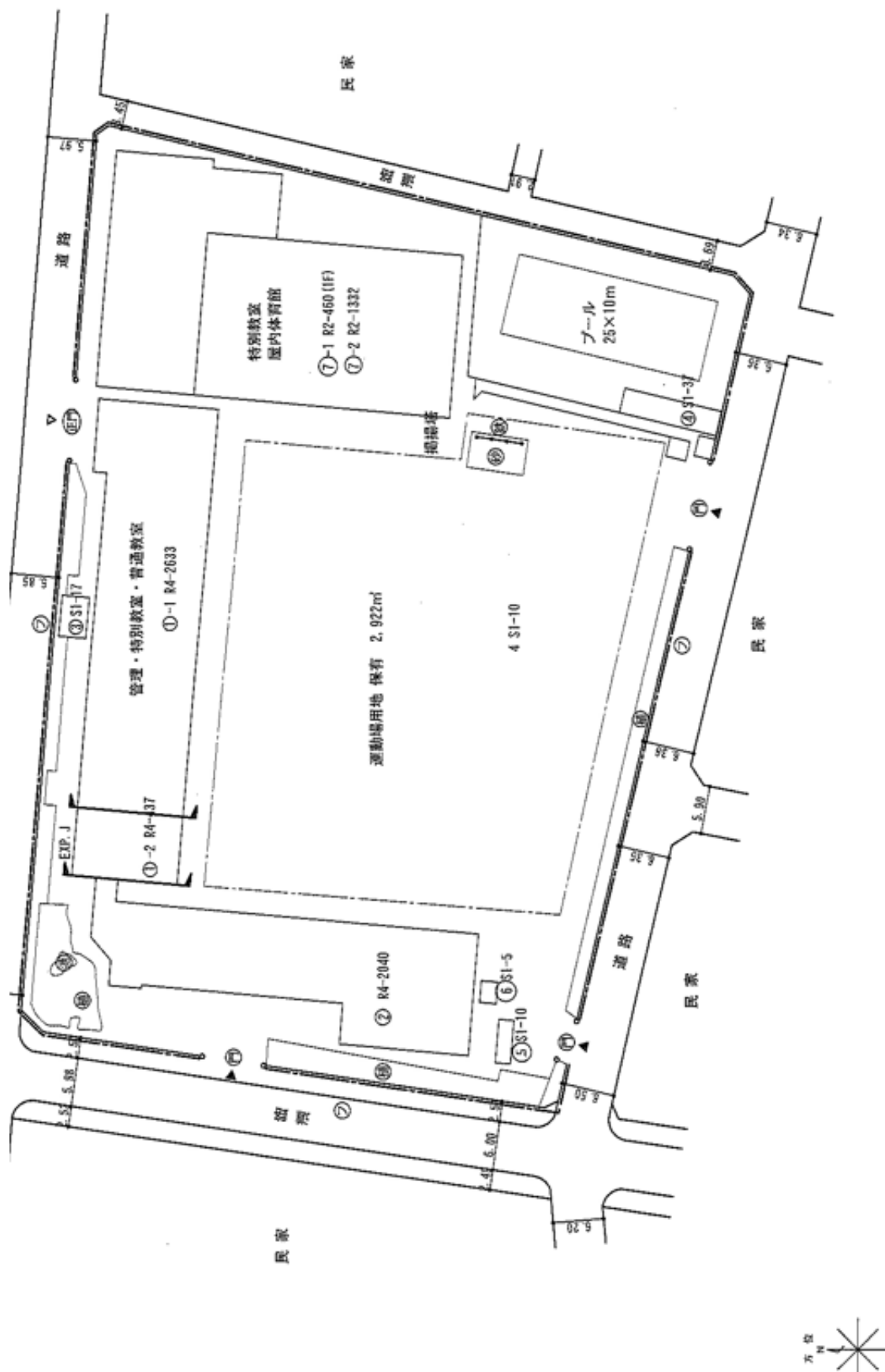
4 用途廃止日

平成２８年６月１日

【案内図】



現在の校舎等配置図



校舎等配置図 (案)

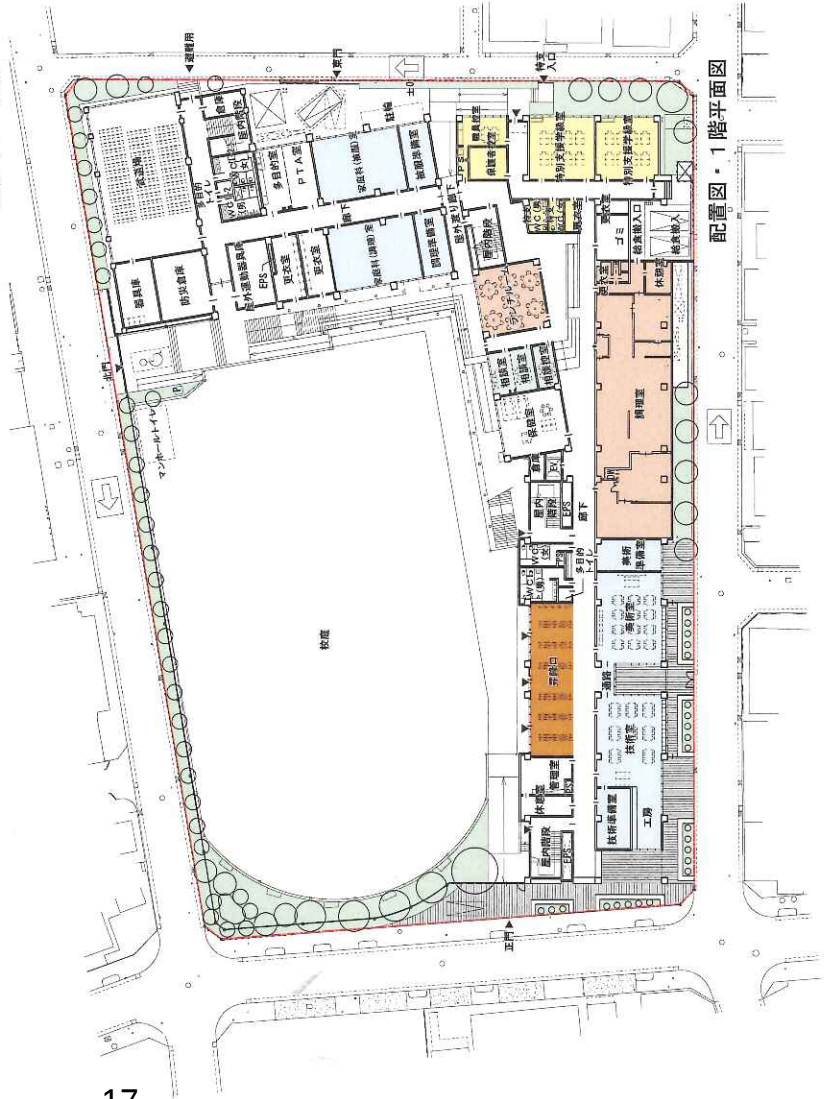
墨田区立吾嬭立花中学校 基本設計

計画地の概要

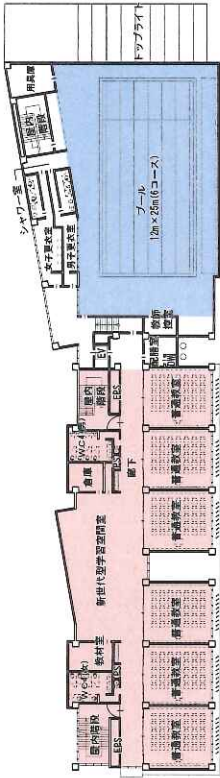
所在地 東京都墨田区立花5丁目4番8号
 敷地面積 7,927㎡
 構造 RC造
 階数 地上4階
 延べ面積 約2,200㎡
 校舎棟 約7,235㎡
 体育館棟 約1,055㎡
 体育館棟 約1,790㎡
 合計約3,255㎡
 合計約9,025㎡



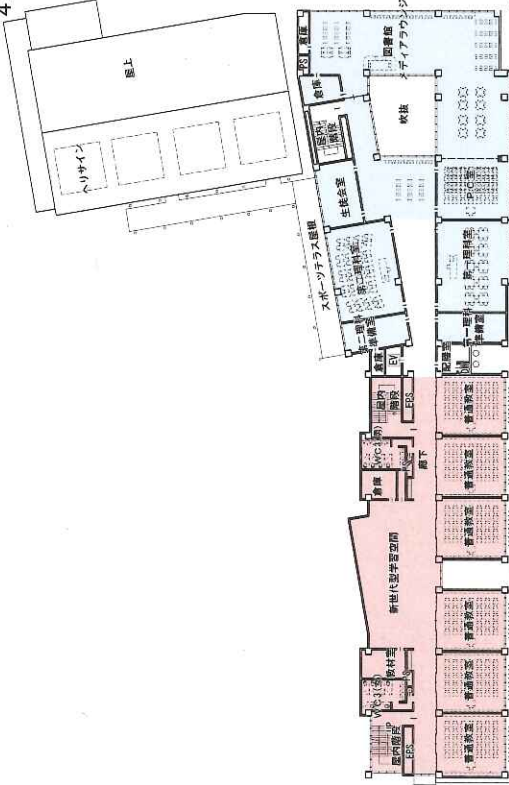
外観イメージ図



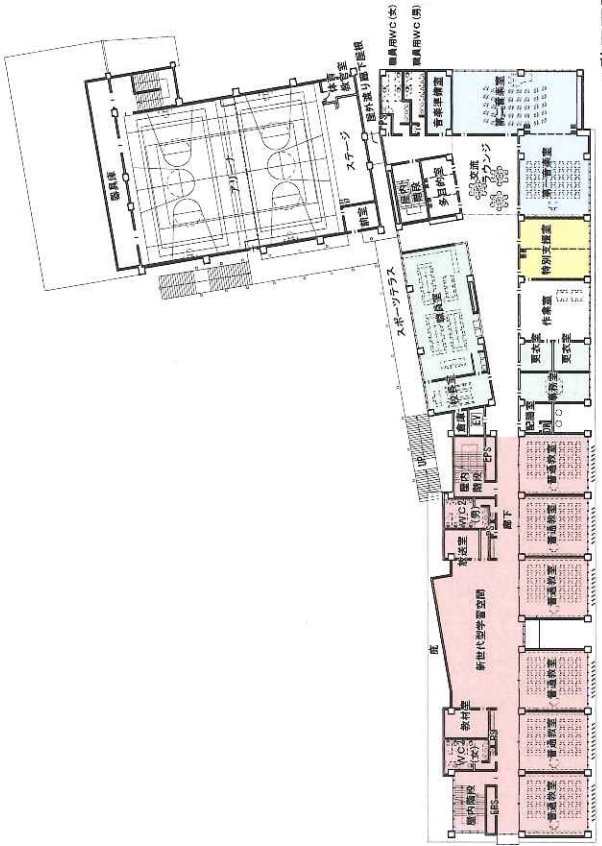
配置図・1階平面図



4階平面図



3階平面図



2階平面図

(様式 卒業式) 平成27年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書
〔墨田区教育委員会〕

- 1 ○学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、中等教育学校()校、特別支援学校()校
○卒業式実施校数
小学校()校、中学校(10)校、中等教育学校()校、特別支援学校()校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	校	校	10校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	10校	校	校	10校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	校	校	校
中学校	10校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9)会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台壇上で 演台を設置 し実施	ニ 舞台を使わ ず、演台を設 置し実施	ヌ 舞台を使わ ず、演台を設 置せず実施	ネ 会場正面に 演台を設置 し実施	ノ 演台を設置 せずに実施	ハ 児童・生徒（在校 生も含む。）が正 面を向いて着席
小学校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	校	校	10校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

(様式 卒業式) 平成27年度卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書
〔墨田区教育委員会〕

- 1 ○学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、中等教育学校()校、特別支援学校()校
○卒業式実施校数
小学校(25)校、中学校()校、中等教育学校()校、特別支援学校()校

2 卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台上 三脚	ウ 舞台上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	25校	校	校	校	校	25校	校	校
中学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	25校	校	校	25校	校	校	25校
中学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	25校	校	校
中学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 卒業証書授与					(9)会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台壇上で 演台を設置 し実施	ニ 舞台を使わ ず、演台を設 置し実施	ヌ 舞台を使わ ず、演台を設 置せず実施	ネ 会場正面に 演台を設置 し実施	ノ 演台を設置 せずに実施	ハ 児童・生徒（在校 生も含む。）が正 面を向いて着席
小学校	25校	校	校	校	校	25校
中学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

(様式 入学式)

平成28年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書

〔墨田区教育委員会〕

- 1 ○学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、中等教育学校()校、特別支援学校()校
 ○入学式実施校数
 小学校(25)校、中学校()校、中等教育学校()校、特別支援学校()校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台壇上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台壇上 三脚	ウ 舞台壇上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台壇上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	25校	校	校	校	校	25校	校	校
中学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6) 式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ CD	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	25校	校	校	25校	校	校	25校
中学校	校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	25校	校	校
中学校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9)会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台壇上で 演台を設置 し実施	ニ 舞台を使わ ず、演台を設 置し実施	ヌ 舞台を使わ ず、演台を設 置せず実施	ネ 会場正面に 演台を設置 し実施	ノ 演台を設置 せずに実施	ハ 児童・生徒（在校 生も含む。）が正 面を向いて着席
小学校	11校	14校	校	校	校	25校
中学校	校	校	校	校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校

(様式 入学式) 平成28年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱の実施状況報告書
〔墨田区教育委員会〕

- 1 ○学校数 小学校(25)校、中学校(10)校、中等教育学校()校、特別支援学校()校
○入学式実施校数
小学校()校、中学校(10)校、中等教育学校()校、特別支援学校()校

2 入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の実施状況

(注) (1)～(9)それぞれ複数回答不可。ただし、(3)(6)(9)については該当校のみ。(7)は、ツとテの重複は不可

国旗掲揚	(1) 式典会場内					(2) 式典会場外		(3) 全体
	ア 式典会場 舞台壇上 正面掲揚	イ 式典会場 舞台壇上 三脚	ウ 舞台壇上 使わず会 場内掲揚	エ 舞台壇上 使わず会 場内三脚	オ 式典会場 内掲揚せ ず	カ 式典会場 外に掲揚	キ 式典会場 外に掲揚 せず	ク 式典会場 内・外に 掲揚せず
小学校	校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	校	校	10校	校	校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(4) 国歌斉唱			(5) 伴奏等			(6)式次第
	サ 斉唱した	シ 斉唱せず メロディ だけ流す	ス 斉唱せず メロディ も流さず	セ ピアノ伴 奏	ソ ピアノ以 外の楽器 で伴奏	タ テープ C D	チ 国歌斉唱 と記載
小学校	校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	10校	校	校	10校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校	校

国歌斉唱	(7) 教職員の状況		
	ツ 国歌斉唱時、 全員起立	テ 国歌斉唱時、 一部不起立、 入場拒否、退場	ト ピアノ伴 奏等拒否
小学校	校	校	校
中学校	10校	校	校
中等教育学校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校

会場設営 等	(8) 演台の設置					(9)会場設営
	体育館、舞台のある会場で実施			視聴覚室等舞台のない会場で実施		
	ナ 舞台壇上で 演台を設置 し実施	ニ 舞台を使わ ず、演台を設 置し実施	ヌ 舞台を使わ ず、演台を設 置せず実施	ネ 会場正面に 演台を設置 し実施	ノ 演台を設置 せずに実施	ハ 児童・生徒（在校 生も含む。）が正 面を向いて着席
小学校	校	校	校	校	校	校
中学校	10校	校	校	校	校	10校
中等教育学校	校	校	校	校	校	校
特別支援学校	校	校	校	校	校	校